平成２８年（フ）第１４号
広島県竹原市港町１丁目５番32号
破産者　川崎　伸野
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４３号
熊本県荒尾市増永1257番地
破産者　久保田千草
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市吉野町2349番地31
破産者　上玉利　晃
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４３号
山形県南陽市漆山1948番地
破産者　大竹　禎宏
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１８３号
富山市天正寺427番地　シャンポールＢ棟201号、前住所富山市向新庄町５丁目７番33―101号　リベラ
破産者　秋田ちひろ（旧姓藤岡）
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１４号
岐阜市北一色２丁目３番13―501号（エステート沢田）、破産手続開始時の住所岐阜市三輪宮西269番地
破産者　後藤　達也
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５８４号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町684番地　アーバン篠ケ瀬南201号室
破産者　羽深　恆夫
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町684番地　アーバン篠ケ瀬南201号室
破産者　羽深　裕子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９１０号
京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町107番地　ＡＰＥＸ京都新京極Ⅰ　1004
破産者　岡田　知子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
奈良県吉野郡黒滝村寺戸67―１、住民票上の住所奈良県五條市釜窪町906番地の16
破産者　中立　勝久
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第８８号
香川県丸亀市飯野町東分1400番地７、開始決定時の住所香川県坂出市林田町217番地３
破産者　吉田　和浩
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９２号
香川県丸亀市飯野町東分1400番地７、開始決定時の住所香川県坂出市林田町217番地３
破産者　吉田　紀子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０７号
香川県丸亀市土器町東２丁目127番地
破産者　栗原　勇樹
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第７４号
福岡県大牟田市大字橘1281番地１　市営橘住宅９棟13号
破産者　甲斐田一幸
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１号
佐賀県唐津市肥前町湯野浦626番地
破産者　釘島　広美
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１１３号
長崎県大村市杭出津２丁目1281番地
破産者　松添　欽一
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
長崎県諫早市多良見町化屋481番地
破産者　前山紀代子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５号
熊本県八代郡氷川町大野1902番地
破産者　岡本　誠一
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４４号
鹿児島県南さつま市金峰町中津野1227番地５
破産者　西上床英傑
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部